|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| ◎　一般審査の終了について  　　・三田委員（維新）の質問終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。  　◎　知事質問の取扱いについて  　　１　知事への質問要求  　　　　〔別紙「知事質問要求一覧表」参照〕  　　　・これまでの審査過程で２名の委員から知事への質問要求があり、項目は記載のとおりで  各会派了承。  　　　・各会派の質問持ち時間は、公明１０分、自民１０分。  　　２　質問順位  　　　・多数会派順で、各会派了承。  　　　・「知事質問予定概要一覧」を事務局に作成させ、府議会ホームページに掲載。  　　　・質問は、質問項目の範囲内で行うよう要請。  　　　・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。  　　３　知事質問の日程  　　　・議長団において調整の結果、１０月２０日(木)午前１０時から行うことを報告。  　　　・知事質問時に資料等を使用する場合は、１０月１９日の午後５時までに資料の写しを提出。  　　　・知事質問は、第１委員会室で実施。  　　４　知事質問日の委員会の進め方  　　　・委員会の再開宣告後、知事質問を実施。  　　　・質問終了後、暫時休憩、代表者会議を開会し、意見開陳の有無、議案に対する賛否等を  確認。  　　　・代表者会議終了後、委員会を再開し、質疑・質問を終結したのち、意見開陳、採決を  行うことで、各会派了承。  　◎ 次回の代表者会議について  　　・次回の委員会の知事質問終了後の休憩時に開会。 |